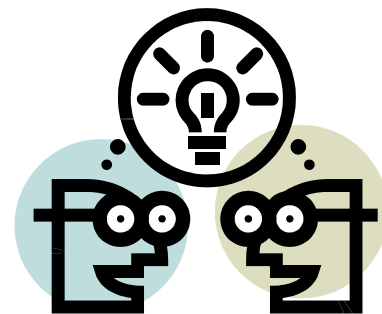


ひらめくアイデア！まず相談！



特許のてびき

特許一般事務

日本国内における特許・実用新案・意匠・商標（サービスマーク）に関する出願、意見書・答弁書の提出、異議申立、審判請求、判定、鑑定、裁定、訴訟
世界各国に対する前記出願の代理

PCT（特許協力条約）出願の代理

特許権等の侵害事件に関する共同代理及び補佐

特許権等に関する登録手続、管理及び実施契約書作成の相談

これらの特許一般事務の顧問

調査事務

特許・実用新案・意匠・商標（サービスマーク）の調査

発明相談

特許・実用新案・意匠・商標（サービスマーク）の無料相談

原田国際特許商標事務所

弁理士 原田 寛

〒120-0034 東京都足立区千住2 - 4 オハツインタワービル1F

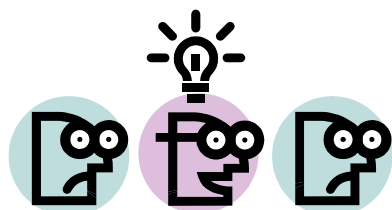
TEL 03 - 3888 - 5133

FAX 03 - 3888 - 5144

E-mail: info@harada-pat.gr.jp

当所のホームページも併せてご覧下さい

URL <http://www.harada-pat.gr.jp>



依頼事件内容の秘密は厳守致します

もくじ

1. 概略説明
2. 依頼の仕方
3. 出願時のチェックポイント
4. 工業所有権の関連を示す事例
5. 出願・調査等費用概算
6. 特許出願手続のあらまし
7. 特許出願の費用概算
8. 実用新案登録出願手続のあらまし
9. 実用新案登録出願の費用概算
10. 「特許・実用新案登録請求の範囲」、「明細書」、「図面」のチェックポイント
11. 出願審査請求の要否に付いての検討のチェックシート
12. 特許と実用新案との比較
13. 出願モデルの一例
14. 意匠登録出願手続のあらまし
15. 意匠登録出願の費用概算
16. 商標登録出願手続のあらまし
17. 商標登録出願の費用概算
18. 商標登録出願に際する商品・役務区分
19. 事務所案内及び当所へのアクセス

1. 概略説明

お問い合わせ有り難うございます。出願時の費用、手続の概略その他は次の通りです。ご検討下さい。
また、ご依頼の際には、着し金をお願いしております。

出願原案作成後に出願を中止した場合には、原案作成料を着し金と精算してお願いしております。

特許として出願する場合には...

権利期間は出願日から起算して20年。

審査請求によって審査され、場合によっては拒絶されることもある。

費用は出願時に平均して約30～38万円前後、審査請求時（出願から3年以内）に15万円前後、特許時に15～25万円前後、もし拒絶通知があつて意見書等を提出する場合には10万円前後の費用が別にかかる。[一定条件を満たせば、審査請求印紙料等の減免措置あり]

審査に要する期間は審査請求手続後早ければ6ヶ月、平均的には2年程度（分野により異なる）、
（審査請求・権利化が遅れると独占期間は実質的に短くなる）

早期審査に関する事情説明書を提出し、早期審査対象になると審査通知は2～3ヶ月程度となる。

実用新案登録として出願する場合には...

権利期間は出願日から起算して10年。

実体審査はなく、出願後2～3ヶ月で登録される。

模倣に対する権利行使時には特許庁作成の実用新案技術評価書の提示が必要（この作成請求手続の有無は登録に影響なし、評価書の権利有効性の特許庁判断は強い、評価書の評価内容によっては相手方から権利無効審判が請求されることもある）

費用は出願時に約30～36万円前後（3ヶ年分の登録料を含む）、技術評価書作成請求時には別に約5～6万円前後の費用がかかる。

出願後3年以内であれば、特許出願に変更できる（評価書請求手続をしていないこと、実用新案権を放棄すること等）

意匠登録として出願する場合には...

出願すれば自動的に審査され、場合によっては拒絶されることもある。

権利期間は登録日から起算して20年。

費用は出願時に平均して約12～18万円前後、登録時に11万円前後、もし拒絶通知があつて意見書等を提出する場合には7～8万円前後の費用が別にかかる。

審査に要する期間は出願後早ければ6ヶ月、平均的には10ヶ月程度（分野により異なる）

商標登録として出願する場合には...

出願すれば自動的に審査され、場合によっては拒絶されることもある。

権利期間は登録日から起算して10年、但し更新可能。

費用は出願時（1商標1区分）に平均して約7～8万円前後、登録時に10万円前後、もし拒絶通知があつて意見書等を提出する場合には7～8万円前後の費用が別にかかる。

なお、多区分の場合は1区分増加毎に、出願時で約5万円、登録時で約7万円が加算される。

審査に要する期間は出願後早ければ4ヶ月、平均的には6ヶ月年程度（分野により異なる）

調査は...（調査時間・難易度・検索対象件数その他で異なり、また完全な調査は不可能ですので、目安として下さい）

特許・実用新案・意匠の場合で平均7～8万円。

商標の場合（1商標・1区分）で2.5万円程度。

着し金のお振り込み先は...

銀行名:三井住友銀行 千住支店 口座番号:(普)5161830 口座名:原田特許事務所

2. 依頼の仕方

まず電話でご相談下さい。当方で参上いたしますが、ご来所いただいても結構です。

図面、写真、現物見本等がなければ口頭、メモ、文書で内容をご説明下さい。

出願に際し、権利の存否・有無、従来技術の動向その他につき、必要があれば調査いたします。

特許庁への手続の委任（委任状・包括委任状の提出）がありますと、当所では、出願後登録に至るまでの諸書類の提出による応答、審査官との面会、登録料の納付までの全ての手続を行ないます。

また、特許庁からの通知その他は当所からご連絡いたしますので、当所との打合せ・相談、必要費用のお支払いのほかは、何もする必要はありません。

権利取得後は、権利継続のための年金の納付時期を、ご指示・ご依頼によってご連絡いたします。

[発明・考案をした場合] ...特許出願あるいは実用新案登録出願

特許庁へ出願するためには、技術内容の全てを文書にまとめ、更にはその文書内容を電子化して提出します。その際、技術的に達成できる構造・方法として特許庁担当官が理解できれば足りるので、実際に製造し見本を製作する必要はありません。提出文書の電子化は当事務所にて行ない、文書化した控書類を用意し、お渡しいたします。

程度の高い新技術（発明）に与えられる特許権は特許されてから出願日を起算として20年（特別な場合は25年）で、物品の形状、構造または組合せに関する技術（考案）に与えられる実用新案権は登録されてから出願日を起算として10年（但し、平成17年3月31日までの出願のものは6年）で夫々満了します。

特許出願は特許性の有無につき審査され、特許性がない場合には特許されないことがあります。これに対し、実用新案登録出願は形式的な審査のみが行なわれ、登録性の有無についての実質的な審査は行なわれませんので、全ての出願は原則として登録されます。

また、登録実用新案は一定条件の下で特許出願に変更できます。

[デザインの創作をした場合] ...意匠登録出願

物品の形態を特定しますので、その物品全体あるいは部分の形状、模様等が明確になっている必要があり、例えば6方向（正面、背面、平面、底面、右側面、左側面及び必要な断面）から見た夫々の図、斜視図、部分図等を提出します。また、類似する意匠は、本意匠の登録後、その公報が発行されるまでに出願する必要があります。

物品の形状・模様・色彩等のデザインについての意匠権は登録の日から20年（但し、平成19年3月31日までの出願のものは15年）の存続期間があります。

[商品名称、サービス名称、マークを決める場合] ...商標登録出願

商品・サービスを対象とする場合には、自己の商品と他人の商品とを、あるいは自己の提供するサービス（役務）と他人のサービスとを区別するためにつける名称（ロゴ）、マークですので、商標中に商品・サービス名、商品・サービス内容等の説明的記述部分がありますとその部分はないものとして判断されます。また、どのような商品あるいは、どのようなサービス（このサービス自体は独立して提供され、取引の対象となることが必要です）に使用するものなのかを明確にして下さい（商品の区分は第1～34類 / 役務の区分は第35～45類）。

商品・サービスについての生産者・販売者、提供者を表示する名称やマークについての商標権は登録の日から10年の存続期間があり、存続期間満了前にはその期間の更新申請ができます。

[権利侵害があった場合] ...警告事件・侵害訴訟

第三者の侵害、権利者からの侵害警告その他に際し、権利内容と実施・使用の内容とを種々に検討・対比し、十分に保護されるように対処いたします。なお、実用新案権が侵害された場合は、権利の登録性について特許庁が作成した実用新案技術評価書を侵害者に提示しなければなりません。

訴訟事件においては、弁護士と共に共同代理人としてあるいは補佐人として事件を処理いたします。

3. 出願時のチェックポイント

一般的な事項

1. 出願の目的は権利化ですか、防衛のためですか？
2. 出願内容を実施する予定はありますか。その実施の時期はいつ頃ですか？
3. 出願はいつ頃までにしますか？
4. 出願内容はすでに公表しましたか？
5. 事前調査はされましたか？
6. 包括委任状の記載事項は確認しましたか。捺印は朱肉による明瞭なものとなっていますか(2ヶ所)？
7. 包括委任状は提出されますか？(当職宛の包括委任状を予め提出しておけば、出願毎に委任状を提出する必要がなくなります)
8. 出願人としての識別番号は申請(取得・通知)済ですか？
9. 外国出願の予定はありますか？

[特許・実用新案の場合]

1. 出願内容の公開(発表・実施時期)はいつ頃の予定ですか？
2. 発明・考案者の住所・氏名(フリガナ付)は明らかですか。また、発明・考案者から出願人への譲渡証書の作成の必要性はありませんか？
3. 職務発明ですか？
4. 出願審査の請求(特許出願のみ)はしますか？ 出願と同時にしておいたほうがよいですか？(審査は審査請求された出願順に審査されます。早めの審査を希望する場合は、早めの審査請求手続が必要です...下記6,7,8参照)
5. 出願と同時にしない場合には、いつ頃の予定ですか？(公開時、出願審査請求の期間満了直前)
6. 出願後に内容の追加・変更等がありますか？(出願当初の記載内容から逸脱した出願後の追加・変更等は原則として一切認められておりません...1年以内の国内優先を主張した新出願の検討)
7. 国内優先を主張した出願としますか？(先の出願の1年以内であれば、それへの追加・変更をした新たな出願とし国内優先を主張すれば、出願日は先の出願日とできます。但し、先の出願は取下げとなります)
8. 早期審査の申出をしますか？(特許出願後、それが実施関連のもの、外国出願関連のもの、その他である場合にはそれを説明すると、早期に審査[早期審査対象になると、2~3ヶ月程度で審査結果の通知がある]されることがあります) また従来例と対比して出願発明の特許性を説明した「早期審査に関する事情説明書」を提出しますと、早期審査の対象となることが多い...結果通知が早くなりますが、必ずしも特許されるものではありません。
9. 権利の特許性について審査される特許出願とするか、審査されない実用新案登録出願とするかについて、いずれを選択するか検討はしましたか？
10. 実用新案登録出願の場合に、権利の登録(有効)性を評価する実用新案技術評価書を請求しますか？
11. 一旦は実用新案登録出願として手続し、その後、特許出願に変更しますか？
(実用新案として登録されても、その出願日から3年以内で、実用新案技術評価請求書を請求していない場合であれば、特許出願に変更できます。但し、実用新案権を放棄する必要があります。)

[意匠の場合]

1. どのような物品ですか？ また、物品の形態上の特徴があるのは全体ですか、あるいは部分ですか？
2. 物品の形状、模様、色彩は特定されていますか？(図面、写真、見本等がありますか)
3. 形状、模様はそれ以外に考えられませんか？ 同時に関連意匠として出願する必要はありませんか？

[商標・サービスマークの場合]

1. どのような商品・役務(サービス)に使用しますか？
2. 出願の商標・マークは使用していますか。また、どのような態様で使用していますか？
3. 商標・マーク中に、商品の品質、効能、用途、産地等の商品内容、また、サービスの提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途等のサービス内容の説明的記述がありませんか？

4. 工業所有権の関連を示す事例

[特許庁ホームページ URL...<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>]

権利の種類	保護の対象 (特許・登録要件)	存続期間・その他	万年筆の事例
特許権 (発明) パテント	<p>自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの 物(プログラム等を含む)/方法/生産方法 (基本的な着想...大発明)</p> <p>出願時の新規性(公知等)・進歩性・先願・準公知(先願範囲の拡大) 審査請求順の特許性の有無の審査(可否判断)</p>	<p>出願日から20年 [長期間]</p> <p>審査を経た権利の安定性 審査請求後で審査(1~2年程度) (特許異議申立は廃止)</p> <p>(出願)公開特許公報 特許公報</p>	 <p>ペンで書くたびにインクを付けなければ書けなかった時代に考えた、ペン軸にインクを保有した万年筆 また、その製造方法等</p>
実用新案権 (考案) (パテント)	<p>自然法則を利用した技術的思想の創作 物品の形状、構造又は組合せに係るもの (改良...小発明)</p> <p>出願時の新規性(公知等)・進歩性・先願・準公知(先願範囲の拡大) (出願様式のみ)の審査...実質無審査/登録後の有効性判断 [実用新案技術評価書(特許庁による有効性の評価判断)は、何人も、何時でも何回でも請求可能]</p>	<p>出願日から10年 [短期間] (登録後でも出願日から3年以内に特許出願に変更可) 早期の権利設定(形式的登録) 無審査による権利の不安定性 流行性 権利行使時の評価書(権利の有効性可否の判断資料)の提示</p> <p>登録実用新案公報</p>	 <p>インクを注入する手段としてゴム製のスポイトを取り付けたもの、あるいは胸のポケットに止めるクリップを設けたもの等</p>
意匠権 (意匠) デザイン	<p>物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美観を起こさせるもの</p> <p>工業上の利用性・出願時の新規性(公知等)・創作性・先願・準公知(先願範囲の拡大) 全体・部分意匠 関連意匠(類似性) 組物意匠</p>	<p>設定登録日から20年 (秘密意匠: 登録後の一定期間の秘密)</p> <p>類似範囲の独占</p> <p>(登録)意匠公報</p>	 <p>クリップ部を矢形のスマートな型にしたデザイン、あるいは全体がスマートな流線型のデザイン、クリップ部自体の部分的特徴等</p>
商標権 (商標) ブランド (ロゴ・マーク)	<p>文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品を生産し、証明若しくは譲渡をする者がその商品について使用するもの又は業として役務を提供し若しくは証明する者がその役務について使用するもの</p> <p>自他商品等の識別性・出願時の他人の先願・先登録商標の不存在・周知(著名)の関連性・法的規制等による不登録事由</p>	<p>設定登録日から10年 (但し、更新登録申請は可能) (旧商品区分の書換申請)</p> <p>類似範囲の他人の使用排除 使用に伴う顧客吸引力の財産的価値(使用の継続性) 不使用商標の取消 (商標登録異議申立による取消)</p> <p>(登録)商標公報</p>	 <p>万年筆のメーカーが自社製品の信用保持等のために製品や包装等に表示するマーク等 また、修理等の役務(業種)を看板・店舗等に表示するマーク等</p>

5. 出願・調査等費用概算(平均的な事件内容による)

[平成23年8月1日現在]

出願・調査受任時には着手金をお預かりしています(依頼内容に応じて3~20万円程度)。

また、打合せ後に出願原案を作成します。出願原案をご確認・修正いただいた上で、特許庁に出願します。

出願公開公報・特許公報・登録公報等は無料送付します。

原案作成後に出願を中止した場合には、原案作成料を着手金と精算してご負担いただきます。

	特 許	実用新案登録	意 匠 登 録	商 標 登 録
出願時 依頼内容の難易度等に応じて1~4週間程度で手続完了 緊急時は別途ご相談下さい...但し割増あり) 出願基本手数料 / 文字情報入力代等実費 / 出願印紙料	25~50万円程度 事件の難易度(請求項数・頁数・必要な図面作成時間、原稿・資料の有無等)により異なる 要約書作成 / 請求項加算 / 図面作成代 / 電子化変換費用等を加算	25~40万円程度 事件の難易度(請求項数・頁数・図面作成時間、原稿・資料の有無等)により異なる 設定登録料の出願時納付(1~3年目分) 要約書作成 / 請求項加算 / 図面作成代 / 電子化変換費用 / 設定登録料等を加算	11~20万円程度 物品(全体・部分)を表現するための図面・写真撮影等により、またその説明、特徴記載等の有無等により異なる 図面作成(写真撮影)代 / 電子化変換費用等を加算	75,000~円程度 (1願書で1区分) 商品・役務の区分数 / 商標見本あるいは標準文字 / 商品・役務に関する説明の有無等により異なる 商標見本作成代 / 電子化変換費用等を加算
出願審査請求時 特許のみ...出願日から3年以内 出願審査請求書作成料 / 印紙料	14~23万円程度 請求項数により異なる 出願審査請求日順に審査される	出願審査請求手続は不要 特許出願への変更の検討	出願審査請求手続は不要	出願審査請求手続は不要
拒絶理由通知時 40~60日以内に回答しなければ拒絶査定 意見書 / 手続補正書 / 物件提出書 / 文字情報入力代	8~20万円程度 拒絶理由通知に対する回答内容により異なる 引用文献数の増加・検討の加算	実用新案技術評価請求時 (権利行使時に必要) 5.5~8万円程度 請求項数により異なる	4~10万円程度 拒絶理由通知に対する回答内容により異なる	3~15万円程度 拒絶理由通知に対する回答内容により異なる 出願分割の場合の費用は別途
特許・登録査定時 30日以内 成功謝金 / 納付手数料 / 設定特許・登録印紙料(1~3年分)	15~25万円程度 請求項数により異なる [出願日から20年]	様式審査のみで登録 (拒絶理由通知なし) [出願日から10年]	100,500円程度 [登録日から20年]	95,000~円程度(10年分) 商品・役務の区分数 / 全納・分納により異なる [登録日から10年]
調査 http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl 調査日数は2~14日程度	7~10万円程度(1時間当り...15,000円、公報複写の実費代) 調査内容の難易度(調査時間・公報複写枚数・書類の閲覧の要否等)により異なる			20,000~30,000円程度 (1商標 / 1類似群・区分)
権利維持 (年金納付...毎年)	年金取扱料(1件1年毎)の16,000円に維持年金印紙料(年分により異なる)を加算(複数年分をまとめて納付することも可能)			10年毎に更新可能
商標登録異議申立 (公報掲載日から2ヶ月以内) 商標登録取消通知時 (意見書等の提出) 特許異議申立 (平成16年1月1日から廃止)	250,000~円程度 250,000~円程度	商標更新 (存続期間) ...更新申請 / 更新印紙料 書換登録申請 (平成12年10月1日以降の更新期限)		100,000~円程度(10年分) 全納・分納により異なる 40,000~円程度

なお、特許・実用新案登録出願する際の特許・実用新案登録請求の範囲中には、できるだけ多くの複数の請求項(【請求項1】~【請求項n】)を記載します。これは、請求項夫々に記載のものが独立して権利範囲となるようにし(権利保護の強化)、また夫々の登録可否が審査・評価されるときに、もし拒絶理由通知・無効審判等があったとしても、どの範囲のものに権利が認められるかの審査官の判断等を予め推測できるようにする(審査・評価予測)ためです。

実用新案登録出願は、登録後であっても特許出願に変更できます(但し、実用新案登録出願日から3年以内、実用新案技術評価手続がなされていないこと、実用新案権を放棄すること等が必要です。また、特許権として認められるかどうかは審査の結果によります。)

特許出願に掛かる費用のうち、出願審査請求等の印紙料は一定条件を満たせば減免されます。

6. 特許出願手続のあらまし

[平成21年 4月 1日以降の出願に適用]

特許出願[願書・特許請求の範囲・明細書・要約書・(図面)・(出願審査請求書)] 包括委任状の提出

電子化対応[オンライン]...出願受理 / 出願番号の通知 / 識別番号(出願人自身)の付与

方式審査

出願公開(公開番号)

出願審査請求書

内容審査 (出願審査請求書の提出から

平均して2~3年程度)

拒絶理由通知

(60日以内)

意見書・手続補正書

拒絶査定

(3ヶ月以内)

審判請求・手続補正書

拒絶審決

(30日以内)

審決取消訴訟

特許査定

(査定時から30日以内)

特許料納付

(1~2ヶ月)

特許証交付(特許番号)

[特許権の存続期間は

出願日を起算として20年で満了]

[特許料(年金)納付管理]

特許掲載公報

特許無効審判の請求

(何人も可能)

審判請求書副本の送付

答弁書

(60日以内)

無効理由の審理

(当事者対立構造)

維持審決

無効審決

審決取消訴訟\訂正審判の請求

出願番号は、特許庁で出願を受理した後に出願と同時に付与する出願受理番号です。以後、特許庁ではこの出願番号によって手続きが処理されます。

出願後の新規事項の追加補正はできません(国内優先出願)。

出願後1年6ヶ月経過すると出願内容が公開されます。

公開公報の写しは当所で整理が終了次第無料でお送りします。内容と同一のものが他人によって製造販売されている場合には出願公開された旨を警告しておくことで、後日、特許されたときにはその間の補償金を請求することができます。

必要があれば、早期の出願公開を請求できます。

出願日から3年以内にならない場合には、特許性有無の内容審査はなされず、自動的に取下げられたものとなります。出願と同時に提出してある場合は不要です。

拒絶理由通知書写し、引用文献写しをお送りしますので当所担当者あてにご連絡下さい。

意見書・手続補正書を提出した場合はその控、費用の請求書をお送りします(補正可能範囲に制限あり)。

拒絶査定に不服がある場合は、それが特許庁から発送後3ヶ月以内に審判を請求し、審判官3名又は5名による慎重な審理を請求することができます。なお、審判請求と同時に、出願内容を再度明確(補正)にして特許を認めやすくすることができます。

拒絶審決の取消を知財高等裁判所に訴えることができます。

特許料を納付します。特許査定謄本が特許庁より送られてきますと当所から直ちに通知し、成功報酬及び特許料の請求書をお送りします。この査定謄本が発送されてから30日以内に特許料を納付しなければ、優れたアイデアとして認められても出願が却下処分になり権利化されません。当所の指定期限内に早急にお支払い下さい。

特許証をお送りします。特許されると、同一のものが他人によって製造、販売されている場合にはこれの差止め、損害賠償等を請求することができます。

特許権を継続させるための特許料を毎年納付します。

特許された発明を掲載した公報が発行されますと、その公報(原本)をお送りします。

特許出願中のものに対して、情報提供(刊行物等提出書)は可能です。

特許後であっても、特許権の有効性について誰でも争うことができます(従来の特許異議申立制度を廃止し、特許無効審判に一本化した)。

無効審判請求があると、その副本が送られてきます。

無効理由に対して答弁書を提出して反論します。答弁書を提出した場合は、その控、費用の請求書をお送りします。

無効理由がないと判断されると、特許が維持されます。

無効理由があるとして特許が無効にされた場合には、その審決の取消を求めて知財高等裁判所に訴えることができます。また、出訴日から90日以内に訂正審判を請求することができます。

早期に審査されるように、早期審査・優先審査制度を利用することができます(別途に費用が加算される)。

7. 特許出願の費用概算 (手数料には別途消費税がかかります) [平成23年 8月 1日現在]

1. 出願時の費用(仕事量、緊急性、共同出願等による割増加算あり)

特許出願基本手数料	180,000	事件の難易度(請求項数、頁数、図面作成時間、原稿・資料の有無等)によって異なる(25~50万円程度) 明細書が8頁以上は、1頁毎6,000円の割増 当初依頼内容を超えた改変の割増(20,000/時間) 出願前の明細書・図面案の確認 1年6ヶ月経過後の出願公開(公開公報の無料送付) 例...請求項数が5項、頁数が6頁、図面作成時間が8時間の場合、 計312,000円 (印紙料は別)
要約書の作成	4,000	
電子化変換費用	7,000	
2項目以降の請求項1項毎に加算	10,000	
文字情報入力代(A4判/1頁)	7,000	
図面作成代(1時間)	3,000	
出願印紙料	15,000	
特許権存続期間延長登録願は別途打合		
実用新案登録(出願)からの変更	100,000	

2. 審査請求時の費用(この手続によって審査が開始される。出願日から3年以内)

出願審査請求書提出手数料	10,000	請求項数によって異なる(19~23万円程度)
印紙料(請求項が1項)	122,000	出願審査請求手続をしない場合は出願の取下擬制
請求項2項目以降1項毎に加算	4,000	例...請求項数が5項の場合、 計148,000円
早期審査に関する事情説明書提出	135,000	早期審査の対象になると、2~3ヶ月程度で結果通知あり

3. 意見書・手続補正書提出の費用(拒絶理由通知時)

意見書作成提出費用	60,000	拒絶理由通知の内容によって異なる対応によって異なる(8~20万円程度) 内容を補正することで特許されることが多い 補正可能範囲は、当初の明細書に記載の範囲内 意見書/手続補正書のみとするところもある 例...引例が3件の拒絶理由通知に対する意見書・手続補正書、合計頁数が6頁の場合、 計177,000円
手続補正書作成提出費用	60,000	
2件以上の引例、1引例毎に加算	5,000	
文字情報入力代(A4判/1頁)	7,000	
図面作成代(1時間)	3,000	
電子化変換費用	7,000	
審査官等との面接または準備	35,000	

4. 特許査定時の費用(特許成立時)

特許事務成功(成功謝金)	100,000	請求項数によって異なる 査定通知時から30日以内に納付する 納付期限までに当所にお支払い願います 納付しない場合は、出願が却下される 例...請求項数が5項の場合、 計159,900円
2項目以降1項毎に加算	10,000	
特許料納付手数料	10,000	
特許印紙料(請求項が1項/1~3年目分)	7,500	
2項目以降1項毎に加算(1~3年目分)	600	

5. その他(注...文字情報入力代、電子化変換費用等の加算あり)

出願人名義変更届(印紙料...4,200)	23,000	4年目以降は、毎年、特許料を納付しなければ消滅する(各年分の印紙料は別紙参照) 出願日から20年で満了
住所・氏名・印鑑等の変更届(1件毎)	12,000	
年金取扱料(1件1年毎)(継続印紙料は別)	16,000	

6. 調査(公報複写代/1枚...60、外国公報は100、その他商用データベースの使用実費加算)

調査手数料(1時間当たり)	15,000	難易度等によって異なる(7~10万円程度) 番号指定の公報・原簿類の取り寄せ...5,000 例...調査時間が4時間、公報枚数が80枚の場合、 計64,800円
出願書類閲覧手数料	10,000	
出願書類閲覧・交付印紙料	600/800	
原簿謄本閲覧印紙料	900	

上記の手続は、出願から特許されるまでの一般的な手続にしたがった場合の手数料等です。

なお、依頼者での解任・放棄・取下も謝金に対象になり、中途受任も新規受任と同額です。

これらの他に種々な手続がありますので、別にお問い合わせ下さい。

別紙には、情報提供(刊行物等提出書)、審判(拒絶査定、特許無効及び答弁)、特殊な出願(分割出願、新規性喪失例外の主張、国内優先権の主張、出願変更)、審決取消訴訟、特許権侵害訴訟等についての手数料等を纏めています。

8. 実用新案登録出願の手続きのあらまし

[平成17年 4月 1日以降の出願に適用]

実用新案登録出願[願書・実用新案登録請求の範囲・明細書・要約書・図面] 包括委任状の提出

電子化対応[オンライン]...出願受理 / 出願番号の通知 / 識別番号(出願人自身)の付与

方式審査

基礎的要件の審査・分類付与

補正命令

手続補正書(方式)

出願無効処分

手続補正書

(明細書・図面等の補正)

設定登録(登録証交付)

(登録番号)[登録料(年金)納付管理]

存続期間は出願日から10年(延長なし)

(平成17年3月31日までの出願は6年)

登録実用新案公報に掲載

(実用新案掲載公報)

特許出願への変更

(出願日から3年以内)

実用新案技術評価書の請求

(請求から2~5ヶ月後に交付)

実用新案登録無効の審判

実用新案登録の訂正

出願番号は、特許庁で出願を受理した後に付与する出願受理番号です。登録までこの番号によって手続が処理されます。

出願様式のチェック、出願印紙料・登録料(1年目から3年目分まで、請求項数によって異なる)の納付の有無等の審査が行われます。

出願内容に対応した国際特許分類が付与され、要約書チェック、基礎的要件(物品形態性、公序良俗、単一性、記載要件の有無等)のみの審査が行われますが、有効性の有無等の審査は行われません。

の方式要件、の基礎的要件の不備がある場合に、通知指令されます。指令に対応した手続補正書等を提出しないと出願が無効とされます。

明細書・図面・要約書等の自発補正は、出願日から2ヶ月以内にしなければなりません。但し、新規事項の追加補正はできません(国内優先出願)。

出願後約3ヶ月で登録され、この設定登録によって実用新案権が発生します。また、4年目以降は権利を継続させるための登録料を納付します。

登録内容と同一のものが他人によって製造、販売されている場合には、これの差止め、損害賠償を請求することができます。但し、相手方に実用新案技術評価書(参照)を提示しなければなりません。

公報には、出願人・考案者等、考案の名称、実用新案登録請求の範囲、図面の簡単な説明、図面、要約書等が掲載されます(この公報は当所から無料送付)。

権利行使の濫用を防止するため、請求項毎の登録性につき特許庁が評価するものです(有料)。何人も、出願以後であれば何時でも何回でも請求できます。評価書請求手続後の特許出願への変更は不可。

登録前には、権利の有効性(新規性、進歩性の有無等)についての実質的な審査が行われていませんので、無効とされる蓋然性が高くなります。

登録の有効性等に瑕疵ある場合に、請求項毎の削除(何回でも可)あるいは一定条件の下で訂正(1回のみ)できます。侵害訴訟事件中では、これに関連した無効審判事件の審理が優先されます。

実用新案権として認められても、特許出願に変更し、特許として認められるかどうかにつき審査を受けることができます。但し、実用新案権を放棄すること、実用新案技術評価書をしていないこと、実用新案登録出願日から3年以内であること等が必要です。

実用新案登録の有効性の条件は、出願時での新規性・進歩性、先願であること、準公知(拡大先願)でないこと等です。登録性(見込み)の調査・相談は、当所でも行ないます(有料)。

9. 実用新案登録出願の費用概算(手数料には別途消費税が掛かります)

[平成17年4月1日現在]

1. 出願時の費用(仕事量、緊急性、共同出願等による割増加算あり)

実用新案登録出願基本手数料	175,000	事件の難易度(請求項数、頁数、図面作成時間、原稿・資料の有無等)によって異なる(29~50万円程度) 明細書が8頁以上は、1頁毎6,000円割増 当初依頼内容を超えた改変の割増(20,000円/時間) 出願時に3ヶ年分の登録料も同時納付する 例...請求項数が5項、頁数が6頁、図面作成時間が8時間の場合、計309,800円
要約書の作成	4,000	
電子化変換費用	7,000	
2項目以降の請求項1項毎に加算	9,000	
文字情報入力代(A4判/1頁)	7,000	
図面作成代(1時間)	3,000	
出願印紙料	14,000	
登録印紙料(請求項が1項/1~3年目分)	6,600	
2項目以降1項毎に加算(1~3年目分)	300	

2. 実用新案技術評価請求時の費用(権利の有効性についての特許庁の見解)

実用新案技術評価請求書提出手数料	11,000	請求項数によって異なる(5.5~8万円程度) 例...請求項数が5項の場合、計58,000円
印紙料(請求項が1項)	43,000	
請求項2項目以降1項毎に加算	1,000	

3. その他(実用新案登録出願は無審査で、出願後、約5~6ヶ月で登録される)

出願人名義変更届(印紙料...4,200)	23,000	4年目以降は、毎年、登録料を納付しなければ消滅する/出願日から10年で満了 (各年分の印紙料は別紙参照) 実用新案登録訂正書(請求項の削除)...42,000(別途に印紙料)
住所・氏名・印鑑等の変更届(1件毎)	12,000	
年金取扱料(1件1年毎)(継続印紙料は別)	16,000	
実用新案権移転登録申請(印紙料...9,000)	40,000	
無効審判・答弁事件(請求項数で異なる)	400,000	

4. 調査(公報複写代/1枚...60、外国公報は100、その他商用データベースの使用実費加算)

調査手数料(1時間当たり)	15,000	難易度によって異なる(平均で7~10万円程度) 番号指定の公報・原簿類の取り寄せ...5,000 例...調査時間が4時間、公報枚数が80枚の場合、計64,800円
出願書類閲覧手数料	10,000	
出願書類閲覧・交付印紙料	600/800	
原簿謄本閲覧印紙料	900	

別表(その他の手続 注...文字情報入力代、図面作成代、電子化変換費用等の加算、謝金あり)

国内優先権の主張(加算)	26,000	2以上の出願を基礎とする場合、1出願毎加算あり	
先の出願の請求項の増加・変更(実案は9,000)	10,000		
新規性喪失の例外規定適用の申請(加算)	21,000	その他は 40,000	
出願変更	出願と同額	特許から実案は 90,000	
優先審査に関する書類の提出(印紙料は無し)	155,000	実施者は 250,000	
早期審査に関する書類の提出(先行技術調査費用は別)	135,000	審判審理時は 75,000	
情報提供(刊行物等提出書の作成)(先行技術調査費用は別)	130,000	提出刊行物の使用の有無	
拒絶査定に対する審判事件(印紙料...55,000)/審査前置	190,000	印紙料・手数料等は請求項数によって異なる	
補正却下の決定に対する不服申立を伴うもの	230,000		
無効審判事件(印紙料...55,000)/無効答弁事件	400,000	審判・訴訟等の中間処理手続... 85,000 2件以上の引例等がある場合、1引例毎に加算	
無効審判事件に伴う訂正請求	110,000		
訂正の審判事件	170,000		
判定請求事件(印紙料...40,000)	290,000		
審決取消訴訟事件	1,000,000	鑑定(出願その他...書面/口頭) 4~50万円程度	
実用新案登録訂正書の提出	登録後の請求項削除のみ		40,000
	登録後の訂正(1回のみ)		100,000
侵害訴訟事件...代理人(補佐人)	訴訟公物の価額による	権利侵害警告・実施契約	
日当(1日)[交通費・宿泊費・通信費...実費]	65,000	相談 10~25万円程度	
依頼者との相談(1時間当り)	20,000	顧問料(月額) 100,000	

10. 「特許・実用新案登録請求の範囲」、「明細書」、「図面」のチェックポイント

発明・考案の属する技術の分野、解決しようとする技術的課題は何ですか？

【技術分野】

どのような分野で利用される技術ですか？

【背景技術】

1. 従来は、どのようにして問題点を解決していましたか？ 最近の従来技術、周辺技術の概要(構造・方法)は？
2. 従来例の公報、出願書類、カタログ等の刊行物があれば、お教え下さい(【特許文献n】・【非特許文献n】)。

発明・考案の内容はどのようなものですか？

物(プログラム等を含む、物品の形状・構造・組合せ、組成、配合等)あるいは物を生産する方法、物を使用する方法等として具体的にどのようなものになりますか？

【発明の開示】

【発明・考案が解決しようとする課題】

1. 従来技術の欠点、難点を具体例にあげて下さい。
2. 従来技術がない場合、なぜこのような技術手段が採用されなかったのですか？
3. 発明・考案が解決しようとする技術的課題は具体的にどのようなものですか？

【課題を解決するための手段】(「特許請求の範囲」・「実用新案登録請求の範囲」の書類との関連)

1. 課題を解決するのに本発明・考案を特定するために必要な技術的構成はどのようなものですか？(権利化後の技術的範囲としての発明・考案の要部 - 別途の書類となる「特許請求の範囲」・「実用新案登録請求の範囲」中の請求項毎に権利がある)
2. 「特許請求の範囲」・「実用新案登録請求の範囲」中において、特許・登録を受けようとする発明・考案の記載は明確で、また、請求項毎の記載は簡潔でなければなりません。
3. 種々な技術的構成要件のうち、特に権利範囲となることを明確にする事項は何ですか(請求項の追加)？
4. 特許・登録後に第三者から請求された無効審判に対して、有効な権利として認められるように訂正は可能です。但し、出願当初に記載された範囲内、減縮、明瞭化、誤記訂正等の厳しい条件があります。
5. 尚、登録実用新案の場合の訂正は1回のみです。また、有効な権利となる請求項を残す請求項毎の削除(訂正)のみの手続は何回でも可能です。
6. いずれにしても、出願後の補正(訂正・補充追加)は、出願当初の明細書・図面に記載されている範囲内に限られていますので、出願時点で考えられる多くの解決手段(請求項)を記載しておくことが有利です。

【発明・考案を実施するための形態】

1. 当業者が発明・考案をどのように実施するか最良と思われるものを少なくとも一つ記載して下さい。
2. 他の実施の形態や図面についても、多くあげて下さい(図面の構造とその説明を関連付けて下さい)。
3. 置換、転用、設計変更、均等物、材質、用途等において他の部材や他のものが考えられましたらできるだけ多くの例をあげて下さい。また、数値を限定する必要がありますか？
4. 開示した実施の形態によって所定の効果が得られるにはどのような作用、力の働き、動きがありますか？
5. 技術的な各構成要件あるいは全体の構成から得られる作用についても検討して下さい。

【実施例n】

1. 上記の技術的要件による実施の形態を具体的に実施する場合、どのような条件、構造とするのが最適ですか？
2. ノウハウにしておく必要性はありませんか？(出願すると公開され、他人に知られる結果となります。他人に知られたくない特別な技術的構成があれば指摘して下さい)

発明・考案による技術的なメリットは何ですか？

【発明・考案の効果】

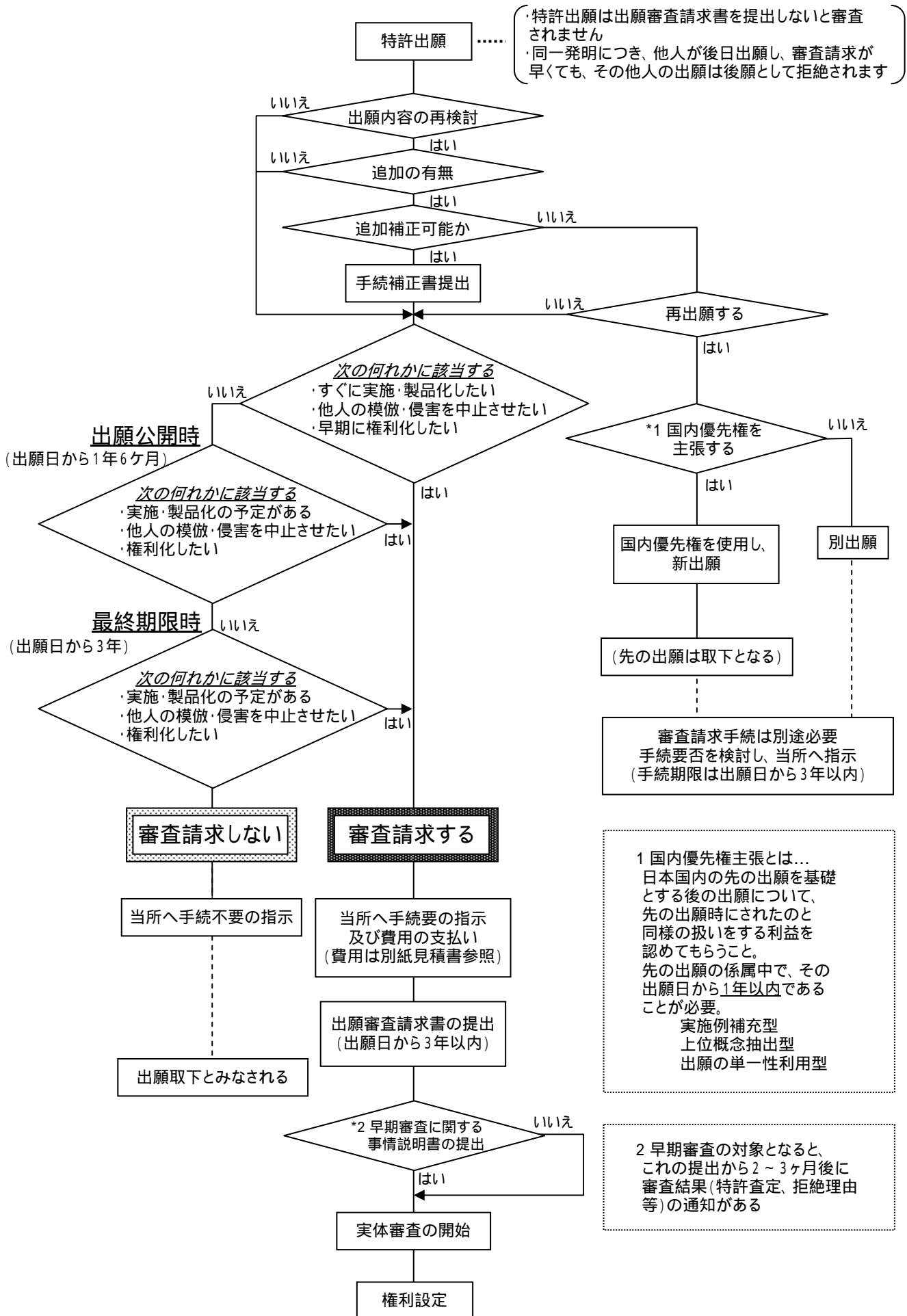
1. 上記のような構成とすることで従来技術との関連において有利な効果(従来例との比較による利点、メリット)にはどのようなものがありますか？ また、特有な効果がある場合、経済的効果が大きい場合にもそれを説明して下さい。
2. 数値例、実験データがあれば、従来例のそれと比較し、説明して下さい。

【産業上の利用可能性】

出願内容のものが他の産業分野でも活用できる場合は、それも説明して下さい。

注...出願後では、出願当初の明細書・図面に記載していなかった新規事項を追加補正することは認められていませんので、お考えになっているものはご依頼時・出願時に全てあげて下さい(先の出願から1年以内であれば 新規事項等を追加した国内優先を主張した新たな出願とすることも可能です)。

11. 出願審査請求の要否についての検討チェックシート



12. 特許と実用新案との比較

[平成19年4月1日現在]

	特 許	実 用 新 案
保 護 対 象	自然法則を利用した技術的思想のうち高度なもの(プログラム等を含む) / 生産方法 / 方法	自然法則を利用した技術的思想 物品の形状・構造・その組合せ
出 願 書 類	願書 / 請求の範囲 / 明細書 / 必要な図面 / 要約書 出願印紙料	願書 / 請求の範囲 / 明細書 / 図面 / 要約書 出願印紙料・設定登録料
審 査 内 容	様式上の審査・特許性有無の実体的審査 (新規性・進歩性・先後願・記載要件その他)	様式上の審査のみ (登録性有無の実体的審査はない)
審 査 請 求	出願から3年以内(未請求出願は取下げ)	不要
補正の機会	第1回目の拒絶理由通知があるまでは原則自由 それ以後は法定条件を満たせば可能	政令で定める期間内(出願後、2ヶ月以内のみ)
出 願 公 開	出願から約1年6ヶ月後(特許出願公開公報)	なし
情 報 提 供	特許性を否定する資料を審査官に提供 (刊行物等提出書)	なし
審 査 結 果	特許性がないと拒絶される	自動的に登録される
審 査 期 間	審査請求後、約1～2年程度(平均)	出願後約2～3ヶ月
出 願 変 更	実用新案への変更可能 (但、出願日から5年6ヶ月以内)	出願中の特許出願への変更可 登録後でも、特許出願に変更可 (但し、出願後3年以内等の条件あり)
公 報	特許掲載公報(特許されると公報に掲載される) [特 許後、約1ヶ月で発行](出願内容全部掲載)	登録実用新案掲載公報(要部掲載) [登録後、約1ヶ月で発行]
存 続 期 間	特許後、出願日から20年で満了する 延長が認められているものもある	登録後、出願日から10年で満了する 延長はない
侵害の対処	直ちに警告、訴訟が可能 (侵害の停止、損害賠償の請求等)	実用新案技術評価書の提示が必要 (無過失賠償責任を負うことあり)
無 効 審 判	審査済みなので、無効の可能性は低い	無審査なので、無効の可能性は高い
訂 正 審 判	特許請求の範囲の記載以外の事項も訂正可能	特許とほぼ同じ(但し、時期的制限あり)

実用新案登録出願のメリット

1. 早期に権利化できる(出願後約2～3ヶ月)。
2. 権利化されるまでの費用が安い(出願費用と登録料のみ、特許出願では出願費用、審査請求費用、成功謝金、特許料、更に必要な意見書等の中間処理費用の合計となる)。
3. 不安定であっても権利として登録されるので、第三者に対する牽制、製造販売の優位性が得られ、また、実施許諾も可能である。
4. 実用新案として登録された後でも、特許出願に変更できるから、とりあえずは費用が高張らない実用新案として登録を受け、事業化のメドがたった後に特許出願に変更し、特許化を図ることができる。

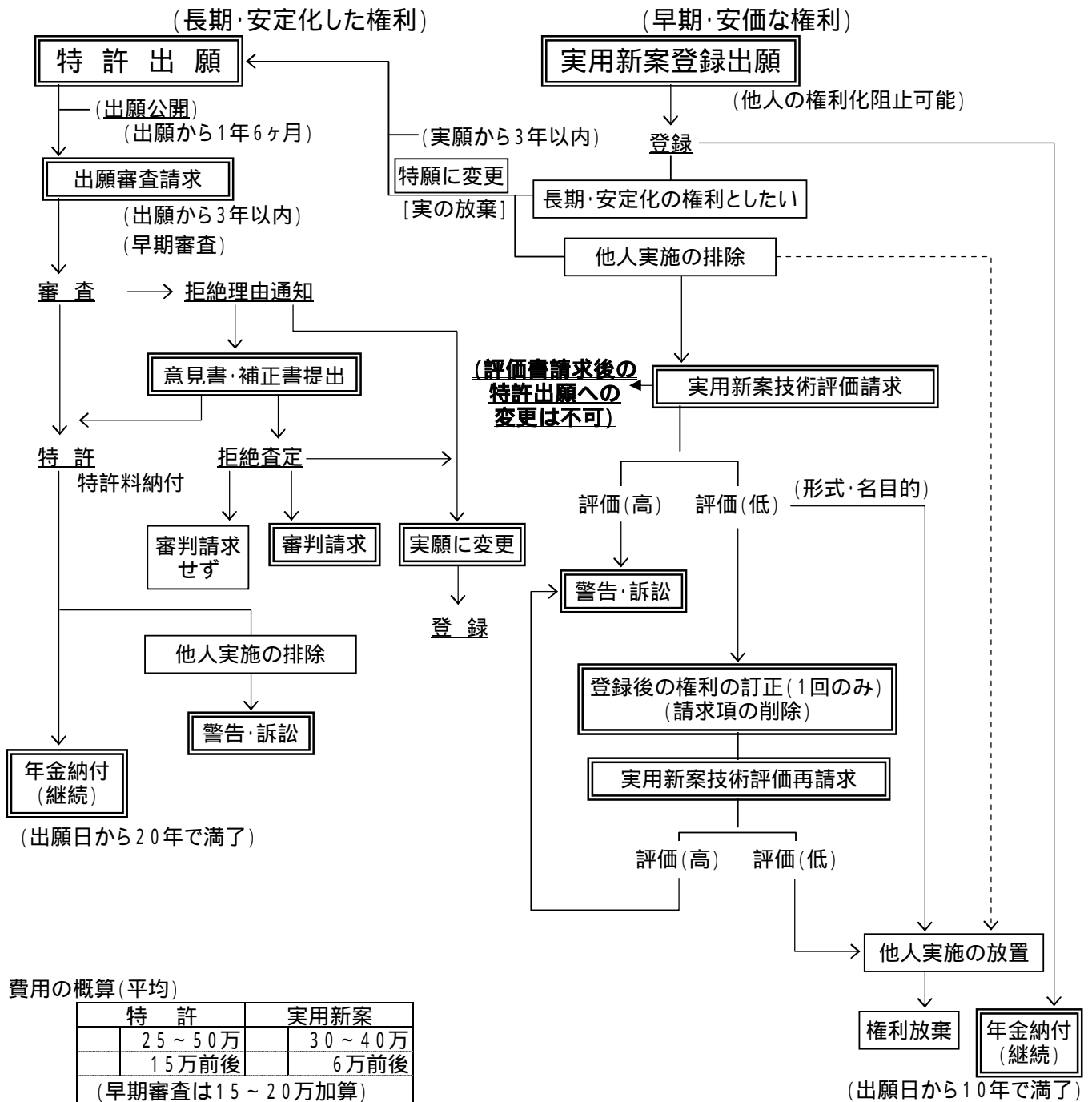
実用新案登録出願のデメリット

1. 権利が不安定で、権利の存続期間が短い。
2. 権利行使に際し、手続きが複雑である(実用新案技術評価書の入手 [出願と同時にあれば約2～3ヶ月後、登録後では約1～2ヶ月後]、相手方への提示、権利の有効性等の検討)。
3. 権利を行使し、相手方に損害を与えた場合には無過失賠償責任を負うことがある。
4. 早期に出願内容が公表される(出願後約3～4ヶ月程度で登録実用新案掲載公報に掲載される)。
5. 特許出願に変更するとき、実用新案権を放棄する必要があり、権利の空白期間が生じる。

実用新案登録出願の利用態様

1. 出願すれば登録されるので、取得した登録番号を宣伝目的等に使用し、侵害があっても黙認し、権利行使は見合わせる(なお、権利行使に備え、実用新案技術評価書を予め入手しておくこともよい)。
2. 特許に比較し安価な実用新案登録出願をして実用新案権を取得し、事業化・実施化で費用回収が可能となった段階で特許出願に変更し(但し、実用新案技術評価請求をしていない等の条件あり)、特許権として一層確実な権利とする。
3. 特許出願が特許されるまでのつなぎとし、特許出願後に実用新案登録出願を行って、当分の間は実用新案登録のもので保護する(実用新案技術評価書によって特許性の有無を検討可能。但し2.の場合と比較のこと)。
4. 出願して先願権を確保し、登録公報の発行は公知資料となることで、他人の権利取得を防止する。
5. 早期に権利を確保し、他人の侵害を排除する場合には、先行技術をもれなく調査し、無効審判にも耐え得る完全な明細書として出願し、また、実用新案技術評価書を早めに入手しておく。
6. なお、権利を取得できても他人の権利を侵害しないとは限らないので十分注意する(特許も同様)。

13. 出願モデルの一例



費用の概算(平均)

特許	実用新案
25~50万	30~40万
15万前後	6万前後
(早期審査は15~20万加算)	
8~9万	10万前後
15~25万	
30~40万	
7~8万	

特許出願の審査・実用新案登録出願の評価はいずれも技術分野が同じであれば同一の審査官が担当する。
 実用新案登録から特許出願に変更する場合は、結果としては変更費用分が割高となる。
 特許化費用は総額で70~90万円、実用新案登録化費用は出願時の30~40万円。
 実用新案技術評価で低かったものは、特許出願したとしても特許化される可能性は低い。
 維持年金費用(印紙料のみ...例:請求項5)は、特許の場合、10年間で計22万円弱、20年間で総計107万円。
 実用新案の場合は10年間で計14万円弱。
 特許出願の出願審査請求後の審査着手前に、実用への変更/特許出願の取下等を行うと審査請求印紙料の半額を返還請求できる。

14. 意匠登録出願手続のあらまし

[平成21年 4月 1日以降の出願に適用]

意匠登録出願[願書(説明/特徴記載)・図面(写真・見本)] 包括委任状の提出
 電子化対応[オンライン]...出願受理/出願番号の通知 / 識別番号(出願人自身)の付与

方式審査

内容審査

(出願から平均して6ヶ月~1年程度)

拒絶理由通知

(40日以内)

意見書・手続補正書

拒絶査定

(3ヶ月以内)

審判請求

拒絶審決

審決取消訴訟

登録査定

(査定時から30日以内に納付)

登録料納付

(1ヶ月)

登録証交付(登録番号)

(1ヶ月)

[意匠権の存続期間は
登録日から20年]
[登録料(年金)納付管理]

意匠登録公報

出願番号は、特許庁で出願を受理した後に付与する整理番号です。以後、特許庁ではこの番号によって手続が処理されます。当所からもこの出願番号によって連絡します。
拒絶理由通知書写し、引用文献写しをお送りしますので当所担当者あてにご連絡下さい。
意見書・手続補正書を提出した場合はその控、費用の請求書をお送りします。
拒絶査定に不服がある場合は、それが特許庁から発送後3ヶ月以内に審判を請求し、審判官3名又は5名による慎重な審理を請求することができます。
登録料を納付します。登録査定謄本が特許庁から送られてきますと、当所から直ちに成功報酬及び登録料の請求書をお送りします。この査定謄本が発送されてから30日以内に登録料を納付しなければ、優れたデザインとして認められても出願が却下処分になり権利化されません。当所の指定期限内に早急にお支払い下さい。
登録証をお送りします。 意匠権を継続するための登録料を毎年納付します。
登録された意匠を掲載した公報が発行されますと、その公報(原本)をお送りします。

1. 意匠登録出願手続では、出願審査請求・出願公開・登録異議申立はありません。
2. 意匠権の場合は、類似する意匠も権利範囲に含まれますが、類似するか否かについて問題が生じる場合があります。あらかじめ、類似すると思われる形態のものを**関連意匠**として出願・登録しておくことで類似範囲を明確にしておくことができます。但し、この関連意匠は、本意匠の登録公報が発行されるまでに出願する必要があります。本意匠の公報発行後にあらためて出願するのは事実上、困難です。
3. 物品の部分、組物の意匠(構成物品は別に定められている)として出願することも可能です。
4. 物品についての従来にはない特徴ある部分は、それを積極的に審査・審判官に説明することが有効です(特徴記載書の提出)。
意匠権の存続期間は登録日から20年間です。

15. 意匠登録出願の費用概算 (手数料には別途消費税が掛かります) [平成19年 4月 1日現在]

1. 出願時の費用(仕事量、緊急性、共同出願等による割増加算あり)

意匠登録出願基本手数料	80,000	物品を表現するための図面・写真撮影によって、またその説明、特徴記載等の有無、出願の緊急性の要否等によって異なる(11~20万円程度) 対象物によって、物品の部分、組物の意匠(構成物品は別に定められている)として出願可能 対象物に類似するものは関連意匠として同時出願 出願前公知は新規性喪失例外規定の主張が必要 例...物品説明あるいは特徴記載があり、図面作成時間数が8時間の場合、 計136,400円
電子化変換費用	2,600	
意匠/意匠に係る物品の説明	10,000	
特徴記載(加算)	10,000	
文字情報入力代(A4判/1頁)	3,800	
図面作成代(1時間)	3,000	
写真撮影代(1カット)	3,000	
新規性喪失の例外規定適用申請 刊行物以外	21,000 40,000	
出願印紙料	16,000	

2. 意見書・手続補正書提出の費用(拒絶理由通知時)

意見書作成提出費用	60,000	拒絶理由通知の内容によって異なる対応によって異なる(8~15万円程度) 意見書または手続補正書(図面訂正/物品説明の追加/本意匠・関連意匠相互間の補正)のみとすることもある 例...意見書、その頁数が4頁の場合、 計82,200円
手続補正書作成提出費用	60,000	
電子化変換費用	4,000	
文字情報入力代(A4判/1頁)	3,800	
図面・写真作成代(1時間・カット)	3,000	
審査官等との面接または準備	35,000	

3. 登録査定時の費用(意匠登録成立時)

意匠登録事務成功(成功謝金)	65,000	査定通知時から30日以内に納付する 納付期限までに当所にお支払い願います 例... 計100,500円
登録料納付手数料	10,000	
登録印紙料(1~3年目分)	25,500	

4. その他(注...文字情報入力代、電子化変換費用等の加算あり)

出願人名義変更届(印紙料...4,200)	23,000	4年目以降は、毎年、登録料を納付しなければ消滅する(各年分の印紙料は別紙参照) 登録日から20年で満了
住所・氏名・印鑑等の変更届(1件毎)	12,000	
年金取扱料(1件1年毎)(継続印紙料は別)	16,000	

5. 調査(公報複写代/1枚...60、外国公報は100、その他商用データベースの使用実費加算)

調査手数料(1時間当たり)	15,000	難易度によって異なる(平均で7~10万円程度) 番号指定の公報・原簿類の取り寄せ...5,000 例...調査時間が4時間、公報枚数が80枚の場合、 計64,800円
出願書類閲覧手数料	10,000	
出願書類閲覧・交付印紙料	600/ 800	
原簿謄本閲覧印紙料	900	

6. 審判・訴訟公手続(注...文字情報入力代、図面作成代、電子化変換費用等の加算、謝金あり)

出願変更(特許あるいは実用新案登録出願からの)	出願と同額	
早期審査に関する書類の提出(先行技術調査費用は別)	135,000	審判審理時は 75,000
拒絶査定に対する審判事件(印紙料...55,000)	190,000	審判・訴訟等に伴う中間処理手続...85,000
補正却下の決定に対する審判事件(印紙料...55,000)	120,000	
無効審判事件(印紙料...55,000)/無効答弁事件	400,000	鑑定(出願その他...書面/口頭) 4~50万円程度
判定請求事件(印紙料...40,000)	290,000	
審決取消訴訟事件	1,000,000	権利侵害警告・実施契約相談 10~25万円程度
侵害訴訟事件...代理人(補佐人)	訴訟公物の価額による	

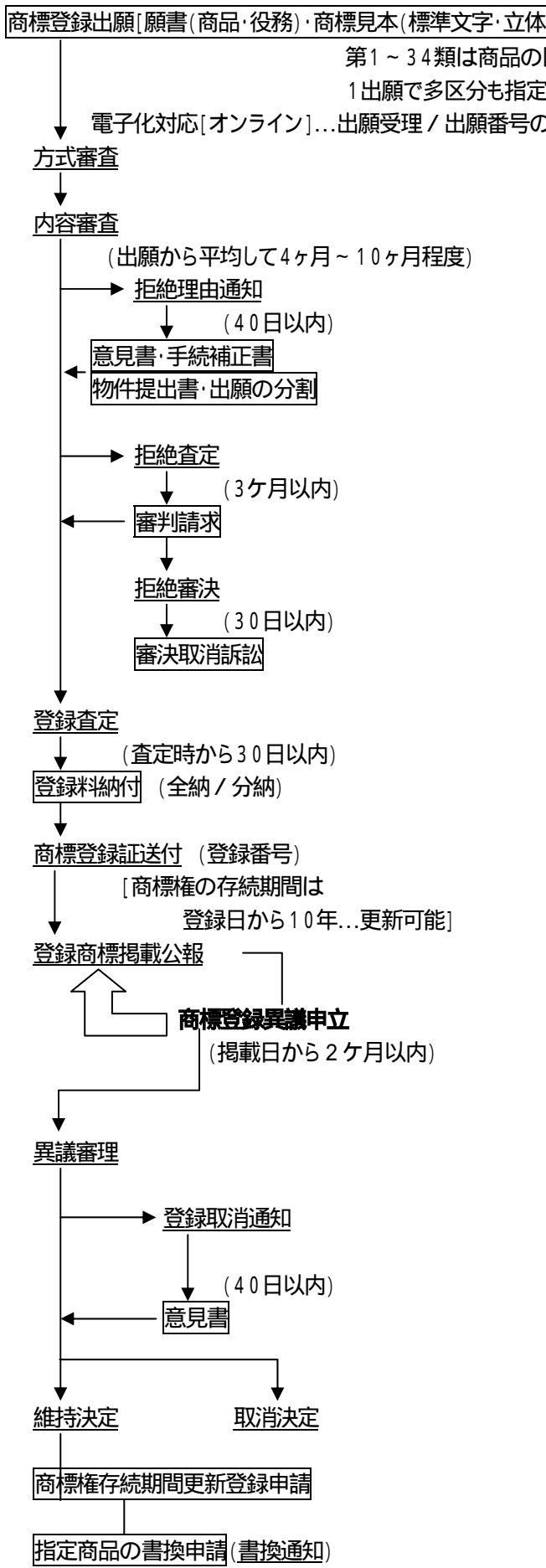
上記の手続は、出願から登録されるまでの一般的な手続にしたがった場合の手数料等です。

なお依頼者での解任・放棄・取下も謝金に対象になり、中途受任も新規受任と同額です。

これらの他に種々な手続がありますので、別にお問い合わせ下さい。

16. 商標登録出願手続のあらまし

[平成21年 4月 1日以降の出願に適用]



第1～34類は商品の区分 / 第35～45類は役務の区分(サービスマーク)
1出願で多区分も指定できます。

電子化対応[オンライン]...出願受理 / 出願番号の通知 / 識別番号(出願人自身)の付与

出願番号は、特許庁で出願を受理した後に付与する整理番号です。以後、特許庁ではこの出願番号によって手続が処理されます。当所からもこの出願番号によって連絡します。

拒絶理由通知書写し、引用文献写しをお送りしますので当所担当者あてにご連絡下さい。

意見書・手続補正書・物件提出書等を提出した場合はその控、費用の請求書をお送りします。このとき、場合によっては、引用された商標(サービスマーク)との抵触を回避するため、指定商品(役務)を減縮します。そのため権利として必要とする指定商品(役務)が何であるかを当所担当者あてにご指示下さい。

出願時に1願書で多区分を指定した場合、拒絶理由通知の内容によって出願分割の手続きが必要になることがあります。

また、引用商標権者に対する譲渡交渉、あるいは引用商標の取消審判等の手段もあります。

拒絶査定に不服がある場合は、その書類が特許庁から発送後3ヶ月以内に審判を請求し、審判官3名又は5名による慎重な審理を請求することができます。

拒絶審決の取消を求めて東京高等裁判所に訴えることができます。

登録料(10年分の全納 / 前・後期に分けた場合の前期分の分納)を納付します。登録査定謄本が特許庁より送られてきますと当所から成功報酬及び登録料の請求書をお送りします。この査定謄本が発送されてから30日以内に登録料を納付しなければ、優れた商標として認められても出願が無効となります。無効になった場合には、同一商標が他人に取得されることもあります。

[なお分納による場合には、その登録後5年経過前に後期分の登録料を納付することができます。]

商標登録証をお送りします。登録後は、同一・類似の商標が他人によって同一・類似の商品(役務)に使用されている場合にはこれの差止め、損害賠償等を請求できます。

なお3年以上不使用の場合に第三者からの請求によって商標権が取消されることがあります。

登録された商標を掲載した公報が発行されますと、その公報(原本)をお送りします。

商標登録出願手続では、出願審査請求はありません。登録後であっても登録の信頼性を高めるために異議申立があった場合は特許庁自らその適否を判断します。

他人から商標登録異議申立があった場合には、その副本が送られてきますが、これに対する答弁は不要です。

商標登録異議申立の審理中に取消理由通知があり、意見書等を提出した場合は、その控、費用の請求書をお送りします。

登録後10年の存続期間満了までに更新申請手続を行えば、更に10年間更新されます。

更新申請時期に合わせて、旧区分を新区分である国際商品区分のものの区分表示に変更書換するものです。

書換必要なものは特許庁から通知される予定です。

(平成12年10月1日以降に更新期限が到来するもの)
(但し、登録番号が3000000号未満)

17. 商標登録出願の費用概算 (手数料には別途消費税が掛かります)

[平成20年6月1日現在]

1. 出願時の費用 (仕事量、緊急性、共同出願等による割増加算あり)

商標登録出願基本手数料	60,000	商品・役務の区分毎に出願 (同一区分内での商品・役務数には制限なし) 同一商標であれば、多区分にわたって1願書で出願可能 (手数料・印紙料が加算される) 標準文字とする出願 (1行30文字以内) 立体商標とする場合の商標見本の作成は実費 例...商標見本を添付した1区分の場合、計79,400円 (標準文字による1願書3区分の場合、計176,600円)
電子化変換費用	2,600	
商品・役務に関する説明 (加算)	(10,000)	
文字情報入力代 (A4判 / 1頁)	3,800	
商標見本作成代 (1標章)	1,000	
2区分目以降 1区分毎に加算	40,000	
出願印紙料	12,000	
2区分目以降 1区分毎に加算	8,600	
防護標章登録願は別途打合せ		

2. 意見書・手続補正書提出の費用 (拒絶理由通知時)

意見書作成提出費用	60,000	拒絶理由通知の内容によって異なる対応によって異なる (8~15万円程度) 意見書あるいは手続補正書 (指定商品・役務の訂正) のみとすることもあり、場合によっては出願分割する 出願分割時には1区分毎に印紙料が8,600円加算される。 例...意見書、その頁数が4頁の場合、計79,200円
手続補正書作成提出費用	60,000	
電子化変換費用	4,000	
文字情報入力代 (A4判 / 1頁)	3,800	
物件提出書の作成	30,000	
商標登録出願の分割 (1区分毎)	55,000	
審査官等との面接または準備	35,000	

3. 登録査定時の費用 (商標登録成立時) (権利存続期間は登録日から10年間)

商標登録事務成功 (成功謝金)	45,000	査定通知時から30日以内に納付する 納付期限までに当所にお支払い願います 例...1区分10年分を納付する場合、計92,600円 2期分納の場合の10年分は、総計108,800円
2区分目以降 1区分毎に加算	30,000	
登録料納付手数料	10,000	
登録印紙料 (1区分毎 / 10年分)	37,600	
登録料 (前・後期に分納 / 5年分)	21,900	

4. 商標権存続期間更新登録申請 (満了前の6ヶ月前から満了日まで)

商標権存続期間更新登録申請	48,000	更新登録印紙料...10年分は48,500 計96,500円 2期分納した場合の10年分は、総計114,600円 更新登録料 (前・後期に分納 / 5年分...28,300円)
商標権書換登録申請手数料	40,000	
2区分目以降の1区分毎に加算	7,000	

5. その他 (注...文字情報入力代、電子化変換費用等の加算あり)

出願人名義変更届 (印紙料...4,200)	23,000	住所・氏名・印鑑等の変更届 (1件毎)	12,000
------------------------	--------	---------------------	--------

6. 調査 (公報複写代 / 1枚...63、その他商用データベースの使用実費加算)

調査手数料 (1文字商標 / 1類似群・区分)	25,000	番号指定の公報・原簿類の取り寄せ...	5,000
出願書類等の閲覧手数料	10,000	印紙料...出願書類閲覧 (800)、原簿謄本閲覧 (900)	

7. 異議・審判・訴訟等 (注...区分数によって異なる。文字情報入力代、電子化変換費用等の加算、謝金あり)

登録付与後の登録異議申立事件 (印紙料...11,000)	220,000	異議・審判・訴訟等に伴う中間処理手続 ...85,000円	
登録取消通知に対する意見書の提出	220,000		
商標不使用取消審判事件・請求人 (印紙料...55,000)	100,000		
弁駁書の提出 (商標権者の使用答弁に対する)	200,000	使用答弁書作成	330,000
商標取消審判請求前の相手方との譲渡交渉	70,000	移転登録申請	40,000
拒絶査定に対する審判事件 (印紙料...55,000)	190,000	鑑定 (出願その他...書面 / 口頭)	
商標無効審判事件 (印紙料...55,000)	380,000		4~50万円程度
審決取消訴訟事件	1,000,000	権利侵害警告・使用契約相談	
侵害訴訟事件...代理人 (補佐人)		訴訟物の価額による	10~20万円程度

上記の手続は、出願から登録されるまでの一般的な手続にしたがった場合の手数料等です。

なお依頼者での解任・放棄・取ても謝金に対象になり、中途受任も新規受任と同額です。

これらの他に種々な手続がありますので、別にお問い合わせ下さい。

18. 商標登録出願に際する商品・役務区分

商標登録出願では、商標法施行規則(第3条別表)によって定められている商品・役務を分類した区分毎に、商標を使用する商品・役務を指定します。商品は第1類から第34類までに、同じく役務は第35類から第45類までに夫々分類されています。

その概要は以下の表の通りですが、具体的な商品・役務名の表示は別途定められていますので、その表示は出願時に打ち合わせます。

商品の区分(商品表示は参考です)

第1類	工業用, 科学用又は農業用の化学品
第2類	塗料, 着色料及び腐食の防止用の調製品
第3類	洗淨剤及び化粧品
第4類	工業用油, 工業用油脂, 燃料及び光剤
第5類	薬剤
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械, 原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用, 航海用, 測量用, 写真用, 音響用, 映像用, 計量用, 信号用, 検査用, 救命用, 教育用, 計算用又は情報処理用の機械器具, 光学式の機械器具及び電気の伝導用, 電気回路の開閉用, 変圧用, 蓄電用, 電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用, 加熱用, 蒸気発生用, 調理用, 冷却用, 乾燥用, 換気用, 給水用又は衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属, 貴金属製品であって他の類に属しないもの, 宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙, 紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用, 断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第18類	革及びその模造品, 旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第21類	家庭用又は台所用の手動式の器具, 化粧用具, ガラス製品及び磁器製品
第22類	ロープ製品, 帆布製品, 詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第23類	繊維用の糸
第24類	織物及び家庭用の織物製カバー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具, 遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料
第31類	加工していない陸産物, 生きている動植物及び飼料
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料
第34類	たばこ, 喫煙用具及びマッチ

役務の区分(役務表示は参考です)

第35類	広告, 事業の管理又は運営及び事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第36類	金融, 保険及び不動産の取引
第37類	建設, 設置工事及び修理
第38類	電気通信
第39類	輸送, こん包及び保管並びに旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育, 訓練, 娯楽, スポーツ及び文化活動
第42類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第44類	医療, 動物の治療, 人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業, 園芸又は林業に係る役務
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く。), 及び警備及び法律事務

19. 事務所案内

原田国際特許商標事務所

所長 弁理士 原田 寛

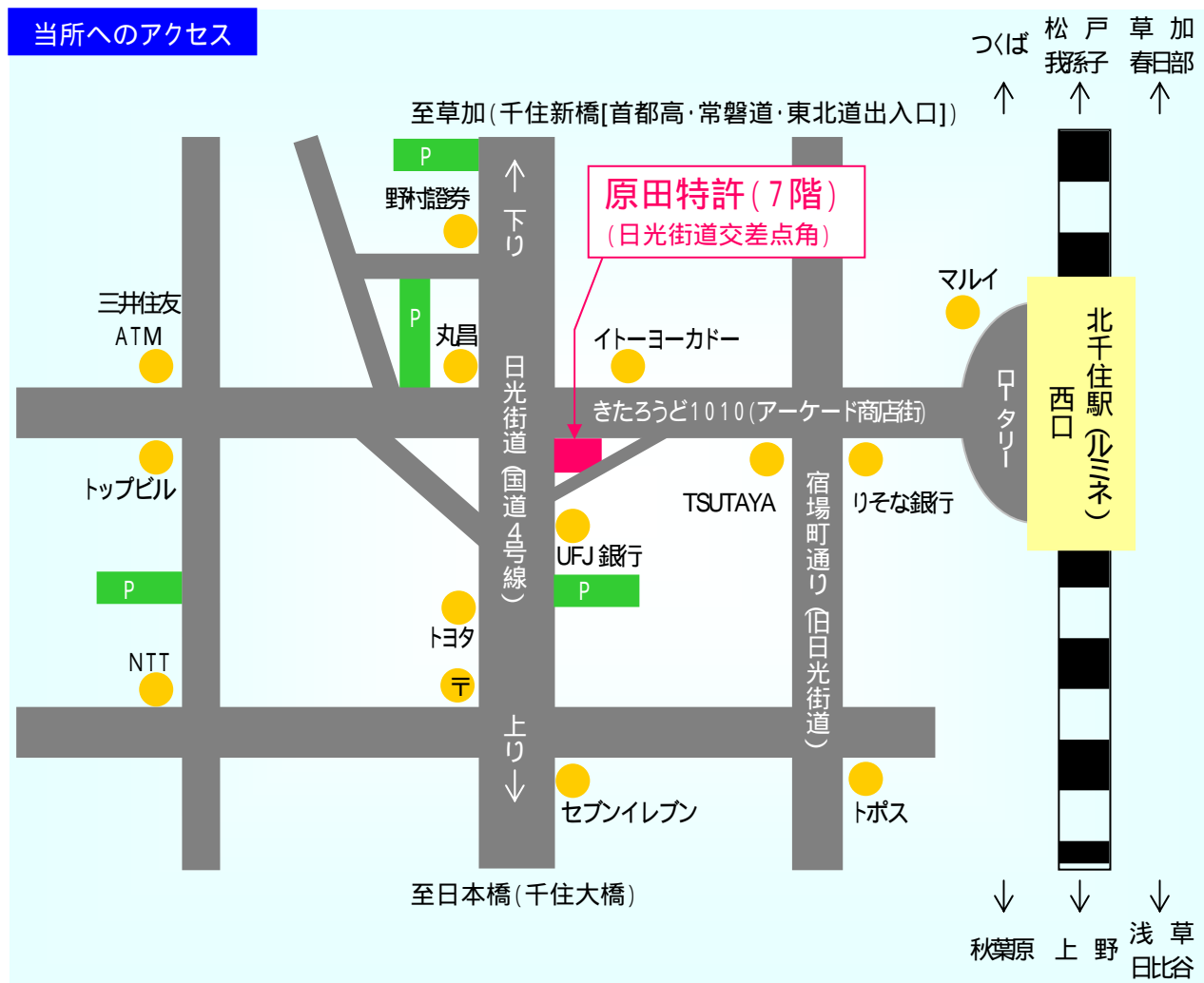
住所：〒120-0034 東京都足立区千住2-4 オカパツインタワービルイースト7階

TEL：03-3888-5133

FAX：03-3888-5144

E-mail：info@harada-pat.gr.jp

ホームページ：http://www.harada-pat.gr.jp



電車

常磐線、つくばエクスプレス、千代田線、日比谷線、半蔵門線、東武伊勢崎線
北千住駅西口下車400m(徒歩5分)

バス

都営バス、東武バス
千住二丁目バス停留所下車

駐車場

- P : タイムズ千住寿町第4駐車場(24時間有料)
- P : 丸愛駐車場(有料)
- P : プレイク千住寿町駐車場(24時間有料)
- P : パラカ千住第一駐車場(24時間有料)